

掛川市条例第18号

掛川市特定個人情報の特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月2日

掛川市長

(別紙)

掛川市特定個人情報の特例を定める条例の一部を改正する条例

掛川市特定個人情報の特例を定める条例（平成27年掛川市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前			改 正 後		
<p>(情報提供等記録についての特例)</p> <p>第7条 実施機関が保有し、又は保有しようとする情報提供等記録に関しては、個人情報保護条例第5条、第8条、第8条の2、第3章第3節及び第26条の15第1項の規定は適用しないものとし、個人情報保護条例の他の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる個人情報保護条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>(情報提供等記録についての特例)</p> <p>第7条 実施機関が保有し、又は保有しようとする情報提供等記録に関しては、個人情報保護条例第5条、第8条、第8条の2、第3章第3節及び第26条の15第1項の規定は適用しないものとし、個人情報保護条例の他の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる個人情報保護条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
読み替えられる個人情報保護条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替えられる個人情報保護条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)			(略)		
第26条の5	当該保有個人情報の提供先	<u>総務大臣及び番号法第19条第7号</u> に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録さ	第26条の5	当該保有個人情報の提供先	<u>内閣総理大臣及び番号法第19条第8号</u> に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に

		れた者であ って、当該 実施機関の 長以外のも のに限る。)			記録された 者であっ て、当該実 施機関の長 以外のもの に限る。)
--	--	--	--	--	---

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

